

P F I 事業に係る実施方針の策定の見通し（令和3年度）

令和3年4月23日

四日市市長 森 智広

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行規則（平成23年内閣府令第65号）第2条の規定に準じ、下表のとおり実施方針の策定の見通しを公表する。

特定事業の名称	期 間	概 要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
学校給食室・保健室等空調設備整備事業	令和4年3月から 令和18年3月まで (予定)	給食室・保健室等の空調設備整備に係る設計、施工、工事監理、維持管理等の一連の業務および給食室屋根断熱改修工事に係る設計、施工、工事監理の一連の業務	四日市市内	令和3年5月上旬（予定） （本市ホームページに掲載）